

『都』づくり戦略推進に資する条例の概要 (令和4年3月制定予定)

- 地域における多様な人材の育成、
就労の促進及び再就職の支援に関する条例
- 奈良っ子はぐくみ条例
- 奈良県人と人及び人と社会がつながり
支え合う地域福祉の推進に関する条例
- 奈良県美しい南部・東部地域を
県と市町村が協働して振興を図る条例

地域における多様な人材の育成、 就労の促進及び再就職の支援に関する条例

1. 条例制定の背景

これまでのいわゆる日本型雇用は、高度経済成長を支えたが、労働者が自らのライフステージの変化、人生設計等に応じた形態で就労することや、離職した後に再び就労し活躍すること等、それぞれの希望や事情に応じた就労を困難にし、労働力の非効率な使用の一因にもなってきた。

近年では人口の減少、少子高齢化等の急激な進展に伴う雇用環境の変化も著しく、労働力の地域偏在に拍車がかかっている。

このような雇用情勢下において、地域経済が持続的に発展し、県民が安心して暮らすことができる地域社会を実現していくためには、これまでの日本型雇用から、地域において人材を育成し、多様な人材が自らの適性、ライフステージ等に応じて希望する形態で就労し、また、一旦離職しても再就職し活躍することができる地域主導型雇用へこれまでの雇用についての考え方や仕組みを変化させる必要がある。

条例により基本理念を明らかにして方向性を示し、地域における望ましい雇用の仕組みを実現するための施策を積極的に推進する必要がある。

2. 基本的な考え方

地域において、多様な人材を育成し、就労を希望する全ての人がそれぞれの適性、ライフステージ、生活様式等に応じて自らの希望する職業及び働き方により就労し、離職した場合においても再就職することができる地域社会を実現することが、地域経済の持続的な発展並びに県民生活の安定及び向上につながるとの認識の下、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策に積極的に取り組む。

3. 施策展開の3つの柱

1. 地域における多様な人材の育成
2. 地域における就労の促進
3. 地域における再就職の支援

4. 条例記載のテーマページ

(7) 地域雇用政策の推進 (P.34)

[主な施策記載のテーマページ]

- (6) 奈良県版働き方改革の実践 (8) 障害者雇用対策の推進
(37) 女性の幸せ応援プロジェクト など

奈良っ子はぐくみ条例

1. 条例制定の背景

現在、子どもの育成に関しては、多岐にわたる分野での施策が縦割りで実施されているが、子どもをどのように育成していくのかという、施策を横断する一貫した理念が明確になっていない。

また、核家族化や地域における人間関係の希薄化等に伴い、子どもを見守る力が弱まっていることが、子育て家庭の孤立化等を招き、不適切な養育につながるなど、子どもが多くの人から見守られ安全に安心して育つことができる環境が損なわれている。

このような状況の中、子どもが将来に夢と希望を抱きながら、健やかに成長することができる地域社会を実現するため、子どものはぐくみに関する基本理念及び県の責務、基本的施策等を定め、社会全体で取り組む。

2. 基本理念

- I 子どもの有する権利を十分に尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮
- II 科学的な知見に基づく子どもの個性、年齢及び発達の程度に応じたはぐくみ
- III 多様な主体の相互の連携・協力による社会全体での子どものはぐくみ

3. 施策展開の4つの柱

- 1. 子どもの健やかなはぐくみ
- 2. 経済的に困窮している子育て家庭に対する支援
- 3. 困難な状況にある子どもに対する支援(セーフティネット)
- 4. 子育て家庭に対する包括的な支援体制

4. 条例記載のテーマページ

(33) 就学前児童のはぐくみ(P.63)

[主な施策記載のテーマページ]

- (32) 子育て家庭への支援 (34) 地域での子どもの多様なはぐくみ
- (35) 児童虐待防止と社会的養護

奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う 地域福祉の推進に関する条例

1. 条例制定の背景

日本の社会保障は、人々の生活の安定を損なうおそれのある課題を想定し、その解決を目的として、現金給付及び福祉サービスその他の現物給付を行うという基本的な方針の下で、量的拡充及び質の向上を実現してきた。

特に、社会福祉の分野では、家族がその構成員を支えることを重視しつつ、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉等の分野ごとの制度が発展し、専門的な支援が提供されるようになった。

しかしながら、近年の人口の減少及び少子高齢化による家族がその構成員を支える関係及び地域住民相互の関係の希薄化等の地域社会の持続性に関する課題の増加並びに雇用形態の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、個人や世帯が生活において抱える課題が多様化し、従来の方針ごとの制度のみでは一人一人に寄り添ったきめ細かな支援が困難な状況が生じている。

2. 基本的な考え方

市町村、関係機関等と連携し、困りごとを抱える人に寄り添い伴走する意識を基盤とし、地域の多様な人的及び物的資源を最大限活用して、困りごとを包括的に受け止め、困りごとを抱える人を支え、人と人及び人と社会のつながりを確保し、誰もが社会の一員として包摂される日本一福祉の進んだ地域を目指す。

3. 基本的施策

1. 包括的な支援体制の整備の促進
2. 人材の確保等
3. 県民等の理解の増進

4. 条例記載のテーマページ

(61) 日本一福祉の進んだ地域を目指す「福祉の奈良モデル」の構築(P.99)

奈良県美しい南部・東部地域を 県と市町村が協働して振興を図る条例

1. 条例制定のねらい

南部・東部地域の振興に関する施策を市町村と協働して総合的かつ計画的に推進するための「条例」を制定することにより、施策実施の継続性を担保するとともに、まちづくり・むらづくりの方向性を明確にする。

南部・東部地域が果たしてきた役割を再認識し、持続可能な地域社会の形成を県民共通の目標とする。

2. 対象地域

五條市、御所市、宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村（19市町村）

※奈良県南部・東部振興基本計画（令和3年3月策定）の対象地域

3. 基本理念

南部・東部地域が果たす役割の重要性を踏まえ、県、南部・東部市町村及び関係市町村、県民並びに関係事業者が適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、南部・東部地域における産業の振興、雇用の創出、生活環境の確保及び充実等を図り、これらの目的に沿う拠点の形成、拠点間の結節の確保並びに必要な人材の育成及び確保に取り組むことにより、南部・東部地域の人口の社会減少を抑制し、持続的発展を図る。

4. 基本的施策

奈良県南部・東部振興基本計画を条例に位置づけ、産業の振興及び雇用の創出、住民の福祉の向上及び生活の安定、防災・減災対策の推進、魅力ある地域づくりの推進、デジタル社会の形成の推進等の基本的施策を推進する。

5. 条例記載のテーマページ

(91) 南部・東部の都づくり(P.132)

[主な施策記載のテーマページ]

(1)工場誘致・工業ゾーンの創出 (23)日本一災害に強い奈良県を目指す対策
(41)(42)アンカールートの整備 (103)地域デジタル化の推進 など

